リクラス安心サポート

24時間・365日受付フリーダイヤル

お困り事を幅広くサポートいたします。

50.0120-024-736

新しい部屋、新しい暮らし。環境も生活スタイルも変わる新生活には、様々な不安やトラブルがつきものです。[リクラス安心サポート] では、そんな入居者様の 不安解消のサポートをさせて頂きます。カギの紛失や水まわりのトラブル、ちょっとした不注意でガラスを割ってしまったなど、生活止の一般的なトラブルがら不意 に起こるケガや病気の応急処置のご相談。また、健康に関する相談や食事、栄養面でのご相談。いつ起こるのかもしれないトラブルによりクラス安心サ ポート"が全てお応えします!

緊急駆け付けサポート

出動費60分無料!

-ラゴル発生! フリーダイヤル ळ 0120-024-736

コールセンター 入居者の過失や事故に

対して、出張・作業を 会員価格で対応!!

トラブル 解決!

出動



- ▶カギを紛失して家に入れない!
- ▶外出先にカギを忘れてきてしまった! ※氏名・住所が会員登録と一致する
- 顔写真付きの公的身分証明書の提示が必要です。 ※合力ギの作製はできかねます。
- ※マンションのオートロックは、作業対象外となります。

- ▶トイレのタンクが故障して水が
- ▶ 台所の詰まりで水が流れない!

゙ のトラブルサポ*ー*ト

- ▶泥棒の侵入でガラスが割られた!
- ▶自然災害でガラスが割れた!
- ▶ガラスにヒビが入っているので 応急処置をしてほしい!
- ▶ガラスを割ってしまったので 片付けてほしい!

のトラブルサポート

- ▶ 蛇口からの水漏れ!
- 出ない!
- ▶ 洗濯機のホースを接続してほしい!

一人暮らしのお子様と連絡が取れない 時、親御さんがすぐに見に行く事が出来 ない時、建物までかけつけ現場状況を

- ※あくまでも玄関前までの出動対応となります。
- ※部屋内に入っての確認は一切行いません。



のトラブル相談サポート

- ▶ブレーカーが落ちた!
- ▶突然電気が消えた! ▶TVが映らない!
- ※特殊な電気機器(配電盤・分電版等)の故障は、別途部材発注の可 能性があるため、対応はできかねる場合がございます。 (信電・電気料金の未払い等は、電力会社様の対応となります。) ※建物設備以外は、サービス対象外となります。
- ※ブレーカーの仮復旧で解決しない、建物設備に関するトラブル は、管理会社様へで連絡してください。

- ▶お風呂のお湯が出ない!
- ▶コンロが点火しない!
- ▶元栓をひねってもお湯が出ない!
- ※緊急の一次対応であり、機器の修理等は、ガス会社様の対応とな りますので、対応はできかねる場合がでざいます。
- ※構器の修理やガス遅れの場合は、管理会社様へで連絡してくだ

入会すれば、こんなにお得!

	項目	トラブル内容・対処方法	非会員	会 員
1	カギ	カギを無くしてしまい、 家に入れない 特殊な工具でカギを 開けてもらった	16,500円~	О Щ
<u>,</u>	水まわり	トイレを 詰まらせてしまった ローポンプを使用した 詰まり解消作業	12,100円~	Он
	水まわり	トイレタンクの故障 トイレタンク内の 金具調整	8,800円~	0 円

- ※上記の料金は、あくまで目安となります。
- ※60分以上の作業の場合、別途10分に付き1,100円(税込) の作業料金がかかります。
- ※部品が必要な場合は、別途部品代金が必要となります。

無料対応範囲と有償対応範囲について

-)無償対応範囲…基本料金·出張料金·夜間料金·休日料金 作業料金(60分以内の作業)→入居者の過失によるトラ ブルを無償で対応いたします。
- う有償対応範囲…60分以上の超過作業料金(10分につ き、1.100円(税込))・特殊作業料金・部品代金 (ガラス代・パッキン代などの各種部品代)
- 経年劣化によるトラブルや共有部のトラブルに関しては、 家主様・管理会社様等へご連絡いたします。

バックアップサポート

もし自分の部屋に泥棒が入ってしまったら! 同じ部屋に住み続けるのは不安だと言う方のため に再入居費用として一律10万円(税込)を負担。

※ご契約頂いた販売店からの再入居が条件となります。 ※ご利用は契約期間中1回のみとさせていただきます。

健康・医療相談サポート

24時間・365日、 カウンセラーなどが 対応いたします。

- ▶急な発熱、とりあえずどうしよう?
- ▶ストレスがたまって精神的にまい ってしまった!
- ※当社で直接対応はいたしません。
- ※個別の相談料は実費となります。



ダイヤル案内サポート

ご相談の問題解決のために消費者団体 行政機関・弁護士への ご案内・ご紹介を致します。

- ▶訪問販売がしつこくてついつい 契約をしてしまった!
- ※当社で直接対応はいたしません。
- ※個別の相談料は実費となります。
- ※ご案内・ご紹介先の対応時間については 別途ご確認ください。



JBR NET

利用回数制限無し!全国で利用できる優待割引!

さまざまな施設の利用割引や優待サービスが受けられる! 対象施設は全国に8,000箇所以上!

エンターテイメント

MOVIX特別鑑賞券 大人1枚1,800円が 1.300円に

レジャー

割

3

ニッポンレンタカー 一般料金より 最大**55**%0FF

健康

信頼できる病院! しかも割引も!

グルメ

宅配ピザ全品

ても多彩! とっても豊富!







アプリをダウンロード

[Appstore]または[Google play

」を起動。「リビングリンクを検索して

お手持ちのスマートフォンから、専用QRコード(左下 掲載)を読み込むと簡単にアクセスできます。

画面にアプリのアイコンが表示された

らタップし、上記のような画面が表示

されたらプッシュ通知「OK」を選択。

お客様情報入力画面に切り替わります。

お手持ちのスマートフォンから、専用QRコード(左下掲載)を読み込むと簡単にアクセスできます。

プッシュ通知設定

頂き、ダウンロード。

- ●ご利用につきましては、下記会員様専用ホームページにてご確認下さい。
- https://www.jbr-members.com
- 便利な会員証アプリ



住まいの緊急トラブルサポートアプリ

いつでもどこでも 緊急連絡 可能!!

スマホと一体で安心 便利な 会員証!!

時間も問わす 手軽に確認 揭示板 機能!!

「Living Link」は、日頃の生活で突然起こるトラブルに

即時駆け付け・対応する入居者に心強いサポートアプリです。

• -

リビングリンク

• •

●お名前(カタカナで入力) ●電話番号(間の[-|無しで続けて入力)

お客様情報入力

以上の項目を入力し、「確認」をタップ。 確認画面が表示後「登録」をタップする

プッシュ通知表示で ご利用開始!

アプリのアイコンにプッシュ通知が 表示されましたら全ての準備が 完了。アプリをご利用いただけます。











報登録から約2週間~1ヶ月程度です。 ※アプリ申請時には必ずお申込み時に登録いただいた契約者氏名(カタ

注意事項

カナ)と電話番号(携帯番号推奨)をご登録ください。同居人や契約者 以外のお名前ではログインできません。



第1音 総則

引.スの規約は、ジャパンベストレスキューシステム株式会社(以下「当社」といいます。)が提供する 「リクラス安心サポート」(以下「本サービス」といいます。)を、第2条所定の会員が利用するにあ

|リンプ人ダルソハートリは、ドーキッーに人にいいのます。パーカーバールートンで、通用している場合におきな。 と当社は、ウェブサイト又は書面その他所定の方法により、変更内容を通知又は公表する措置を講 に、当終措置より言理的開助・経過した後に、本契約の内容を変更することができます。ただし、 会員の利益を著しく害すると判断される場合にはこの限りではありません。

第2条(会員及び契約成立)

#に架、12回以び突が成立) 1、最近は、本規約に同意の上、本サービスの入会申込手続を完了し、かつ当社が本サービスへの 入会を認めた者をいい、申込日をもって契約が成立するものとします。ただし、当社が申込みを承 話しない旨を通知した場合は、申込日に遡って無効となります。なお、会員が事業を目的として物 件を賃貸借している場合にはご入会いただけません。

2.会員は、本サービスの入会申込手続をした時点で、この規約の内容を承諾しているものとみなし

ます。
3. 本サービスの申込者が当社に登録するサービス対象となる物件(以下、「対象物件」といいます)
に居住されない場合、申込者は対象物件に居住される方(以下)居住者」といいます)、殆会員として
本サービスの入会中込手続を行うことができます。この場合、中込者がよサービスの契約者
居住者を会員として登録を行うものとし、その盲当社の承諾を得るものとします。なお、申込者 は、本規約の内容を十分理解し、会員となる居住者及び同居の家族にその内容を理解させ、居住者及び同居の家族に対し規約に従った行動を行うよう適切な指導監督を行うものとします。

系3米(級級示正守) 会員は、本サービスに関する権利の全部または一部について、第三者に譲渡、売買、質権の設定その他の担保に供する等の行為はできないものとします。

1.本サービスは、対象物件に居住する会員とその同居家族のみが利用(以下「利用者」といいます。)

・キソーと人は、対象物所に向はする公共できない。 することかできます(なお、同間家族とは、中心制に登録される当社がが発出した方をいいます)。ただ し、在宅職設サポートのサービスについては会員及び利用者本人のみ利用することができます。 本サービスを利用する場合、原則として、運転免許証等の館写真付き公的身分証明書(以下、単に 「身分証明書」といいます。)による本人確認が必要となります。

系○本にはま、キソニーヘルスがリ 1本サービスの会費は月期(100円(税込)とし、当社指定の方法で指定の期日までに支払うもの とします。 2会費の支払を怠った場合、会費未納期間中は本サービスの提供を受けることはできません。なお、 2. 云質リズ払を思うに考古、本質大部側側やはネリーこ人の定抗を定りることはできないか。なか、間性者が会員である場合、当社は賃借した対して請求できるものとします。会費未制期間かどか月を経過した場合には、本サービスは自動的に失効し、会員資格を授するものとします。 え支払済の会費は、退金、会員権の終了、その他会員都合による場合は、返金に応じかかるます。

1.本サービスの有効期間は、申込日から1か月間です。

2.契約を更新する場合は、当社の定める指定期日までに次月分の会費をお支払いいただくこととし

る 49。 3.会費お支払後に退会された場合、本サービスのご利用可能期間は退会日までとなります。なお、そ の際日割りでの会費の返金は行いません。予めご了承ください。

第7条(変更の届出)

1. 会員は、当社への届出内容に変更があった場合には、当社に所定の方法で速やかに変更の届出を 行うものとします。

2.前項の届出がなかったことで会員が不利益を被ったとしても、当社は一切その責任を負わないも

第8条(会員資格の喪失) 会員が以下のいずれかの事由に該当した場合は、会員としての資格は喪失するものとし、当社は即 時に本サービスの提供を停止いたします。

(1)不正な行為があった場合

(2)本サービスを規約外の内容で利用しようとした場合 (3)本サービス利用時において、当社または業務提携先に対して、電話を長時間掛け続ける、必要以

(4)会員の対応、態度、行動等から判断し、当社が適正に本サービスを提供することが困難であると 判断した場合

1月間のに場合 (5)本サービスを行う際に、当社または業務提携先の社員及び第三者の生命、身体、財産その他の

(9)その他当社が会員として相応しくないと判断するに至る正当な理由がある場合

第Q条(個 / 情報保護)

50米(個人)自報が認め、 - 当社は本サービスの運営において知り得た会員及び利用者(以下、「会員等」といいます。)の個人 情報について、個人情報の保護に関する法律(以下「個人情報保護法」といいます。)その他の諸 情報にプレス・個人海球の状態に関するが準化以下1個人情報疾患が近くいいます。7 でい他の旅 法令を遵守し、かつ善良な管理者の注意義をもって管理するものとします。なお、取得した個人 情報は、以下の利用目的に使用します。 (1)当社事業活動における各種サービスを提供するため (2)食具等に対して、当社及ひ当社の業務提携先の各種営業情報及び販促品等を提供するため (2)食具等に対して、当社及ひ当社の業務提携先の各種営業情報及び販促品等を提供するため

(と) 法執守に必じ、当社及り当社の実施定的がいら推占業情報及の戦性由学を定けるから (3)(1)における各種サービスの提供後にメンテナンス、アンケート、その他の事由により改めて 会員等上接触する必要が生じた場合 (4)会員等から頂いたご意見、ご要型にお応えするため 2.次に掲げる場合、前項の目的の範囲外であっても会員等の個人情報を利用し、または第三者に提

供する場合があります。

)会員等が同意している場合

2)個人情報保護法その他の法令により必要と判断された場合

3.当社は、第1項の目的のため、会員等の個人情報を業務提携先等と共同で利用する場合がありま

9。 ・当社は、会員等またはその代理人から、会員等の個人情報の開示もしくは利用の停止、消去、第三 者への提供の停止を求められた場合は、当社所定の手続に従ってこれに応じることとします。な お、当社の会員等の個人/橋側の取り扱いにつきましては、アライバシーボルシー(https://www.ibr.co.ip/privacy/)をご確認ください。

第10条(免責)

第10条(児質) 1.当社は本サービスの利用により発生した会員等または第三者に生じた損害(他者との間で生じた トラブルに起因する損害を含みます。)及び本サービスを利用できなかったことにより会員または 第三者に生じた損害について、損害賠償責任を負わないものとします。ただし、故意または重大な 選失がある場合はこの限つではありません。 2.当社は、以下に掲げる事由その他やむを得ない事由によりサービスの提供をお断りする場合があ

ります。 (1)天災地変等の不可抗力により対象物件への到着が困難であると判断した場合もしくは当社 のコールセンターにおいて会員からの受電が困難な場合 (2)会員の住所が贈島、鏡中山間部その他当社のサービス提供が困難な地域の場合

第11条(反社会的勢力の排除)

第11条(収在窓り努力の排除が) 合会員等は、第1号に該当する事由がなく、また第2号に該当する行為を行わないことを表明し、また将来にかたっても該当せず。また行わないことを確約するものとします。 (1)会員等が、暴力団員、暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者、暴力団準構成員、 総会屋等、社会運動標停プロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準する者(以下、

「暴力団員等」といいます。)であること、または次のいずれかに該当すること

①暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること

②暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること ③自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的を もってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること ④暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認め

られる関係を有すること ⑤役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係

(2)会員等が、自らまたは第三者を利用して行う次のいずれかに該当する行為

暴力的な要求行為

∪⊗ノバなるメイラ。 ②法的な責任を超えた要求行為 ③本サービスに関し、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為

風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当社の信用を毀損し、または当社の業務を 妨害する行為

がロッマリスの ⑤その他前各号に準する行為 2.当社は会員等が前項の規定に違反している疑いがあると認めた場合には、この規約に基づく本 サービスの利用を停止することができるものとします。その場合に当社に生じた損害は会員等がすべて賠償するものとし、会員等に生じた損害は、当社は一切その責任を負いません。

第2章 相談サービス規約

相談サービスは、様々なトラブルに関して、必要な手続の案内や専門家、行政機関、消費者保護団体 等の紹介など、会員等に対して情報の提供を行うことで、会員等のトラブルの解決をサポートしま

3.10米(ターこへ)3.10米(ターロン) 1.会員等から専用フリーダイヤルにて問い合わせがあった事項に関して、下記の情報を提供するこ

とで、トラブル解決のサポートを行います。 (1)トラブルの解決のために必要となる方法、手段等の案内

(1)トラブルの解決のにめに必要とはありか。手段等の条件 (2)行政機関窓に、消費者保護団体、カウンセラ・等の専門家の紹介 (3)その他、トラブル解決のために必要な情報 2健康・医療相談サービスとは、健康・医療・介護・育児・メンタルヘルスなどのご相談について保健指 導の範囲でアドバイスを行うものであり、診察・診療行為ではありません。病院情報や健康に関す

等の地間とアドバイスを17分のとのいる学があれることのの対象となっ、例が、旧報で地域に関る情報を定義性するサービスです。 3 電気がス・絵景器のトラブル相談サービスとは、会員へ電話にて情報提供を行うサービスです。 4以下の事項に関しては、サポートの対象外とします。 (1) 恋愛 信仰など、精神的な価値観に関係する事項

(2)法令や社会通念に反する事項

(3)前号のほか、弁護士法、税理士法等その他法令上業として提供することが禁止されている事

(4)前各号の他、情報提供が著しく困難と認められる事項

第 14米(利用や金) 1.会員等は本サービス有効期間内において、第13条所定のサービスを無償で利用することができ

2.相談サービスは情報の提供を目的としたものであり、情報提供後を超えて生じる下記の費用等に ついては、会員等本人のご負担となります。 (1)書類申請等にかかる費用等

(2)弁護士・カウンセラー等と個別に相談を行う場合の報酬等 (3)その他、紛争解決のために発生する費用

第15条(免責)

第15条(免責) 1-相談サービスにおいて当社が会員等に提供した情報は、会員等がトラブルを解決するための一手 段のご提案であり、解決をお約束するものではありません。また、情報の利用についての責任の 一切は、会員等の自己責任のもと会員等本人に帰属するものとします。 2 当社以外の第三者が行った役務提供については、当社は精整賠償責任を負かないものとします。 3 当社は、相談サービスからの情報に基づを負または第三者に発生した場場を他者との間でよっ 1 5 当社は、相談サービスからの情報に基づき負責または第三者に発生した指導に他者との間でよい たラブルに定因する損害を含みます) 及び本サービスを利用できなかったことにより会員また は第三者に発生した損害について、損害賠償責任を負わないものとします。ただし、故意または重 大な過失がある場合はこの限りではありません。

第3章 カギ・水まわり・ガラスのトラブルサポート及び 在宅確認サポートに関する規約

第10条(ワーと人)4台) 1.カギ、水きりのカラスのトラブルサポートは、当該トラブルが発生した場合に、無償で駆けつけトラ ブル解決サポートを行うものです。ただし、特殊な構造・部品を使用する場合並びに60分を超え る作業及の特殊作業が必要となる場合は、本サービス対象から除外し有料と切っます。 2.任モ確認サービスは、着れて豊らすご家族(会員の「親等内に限ります)が会員等と連絡が取れな い場合に、以救衛性へが指数を持たが

1.カギ・水まわり・ガラスのトラブルサポートに関して、下記の事項に該当する場合、本サービスの提 供をお断りする場合があります。 (1)会員等本人以外の依頼

(1)会員等本人以外の依頼 (2)災害天災、暴動等に起因する依頼 (3)カギの開錠の場合に会員等本の会しがない場合 (4)身分証明書の提示のない場合、また、身分証明書の提示があっても、身分証明書上の住所、 氏名が当社に屈出のある住所、氏名と異なっていた場合 (5)対象物件にかかる眞背部の以外に関する本サービスの依頼 2.在至確認サポートに関して、下記の事項に該当する場合、本サービスの提供をお断りする場合が

あります。

のります。 (1)在宅職認に関して、玄関の開錠を希望する場合 (2)在宅職認に関して、1 親等内の親族以外からの依頼 (3)在宅職認サービス本来の目的から逸影した利用方法や、定期的または定常的な在宅確認を 希望されるなど、利用親度が著しく多いと当社か判断した場合

ではありません。 4.当社に登録した同居家族が、当社への連絡なく同居でなくなった場合におけるトラブルについて

は、当社はいかなる責任を負わないものとし、損害賠償義務を負わないものとします。

第18条(カギのトラブルサポートにおける補助金)

37 10米(パイット・フルッパートに関して、依頼を受けた開錠作業にあたり技術上の困難を理由に会員が 有料宿泊施設を利用せざるを得なくなってしまった場合、次項の条件を満たした場合に限り、会員 が実際に負担した宿泊料金、及び利用宿泊施設への移動費の合計金額のうち最大10,000円

が美術に見担いに信は村本、及び利用信泊施設へい参勤費の占計金額のうち最大10,000円 税込まで管泊開館を生して支配がたしまった。 2.前項における信泊開助金の総付条件は以下のとおりです。 (1)加入月を基金とする1年以内に同一の調束をしていないこと (2)当社所定の申請書を用い、利用された信泊施設の現を1日付入りの領収書とともにご宿泊日から11月以内(に宿泊日を含む)に、当社が提出すると、 から11月以内(に宿泊日を含む)に、当社が提出すると、 3.当社が信泊補助金給付3業であると判断にが開は、当社が申請を受理した月の翌月末日までに、 3.当社が信泊補助金給付3業であると判断にが開は、当社が申請を受理した月の翌月末日までに、

会員本人名義の金融機関口座に宿泊補助金をお振込みいたします。

第19条(カギ・水まわり・ガラスのトラブルサポート及び在宅確認サポート料金表) カギ・水まわり・ガラスのトラブルサポート及び在宅確認サポートの利用料金は、下表のとおりとしま

			(税込)
時間帯		区分	会員
基本出張料金		カギ・水まわり	無料
	8:00~20:00	ガラス	無料
		在宅確認	無料
		カギ・水まわり	無料
	上記以外	ガラス	無料
		在宅確認	無料
作業料金(60分以内)		-	無料
作業料金(60分超)		-	実費
特殊作業料金		_	実費
	部品代金	-	実費

(注)在宅確認サポートは、会員等本人の1親等内の親族からの依頼に限ります。

(注)作業料金に関し、作業時間が60分を超える場合には、60分を超えてから10分ごとに1,100円 (税込)の費用が発生します。

第4章 「JBR NET」サービス規約

第20条(サービス内容及び利用料金)

新といま。自全ペンを対応する 当社は、会員等に対して、施設の利用の名割「及び優待サービス等を提供する「JBR NET」サービスを無償で提供、ます。「JBR NET」サービスは当社が適當するホームページを通じて提供されます。会員得は、サービス利用にあたり、別途当該サービスの利用規約を遵守するものとします。

ポンストストラン 1.「JBR NET」サービスに関して、以下の事項に該当する場合、サービスの提供をお断りする場合 があります。

(1)会員等本人以外の利用

(2)会員等本人以外がホームページにログインした方法による利用 2.[JBR NET]が提携する施設を利用したこと等により会員等または第三者に生じた損害について は、当社は、指害賠償責任を負わないものとします。

個人情報の取り扱いに関する同意書面

本書面は、今回お客様に記入していただく個人情報の利用目的、取り扱い等についてご説明するものです。申込書記入フォームお電話にてサービスの申込やお問い合わせくださる場合は、下記内容を必ずお読みいただき、ご問題のうえご記入、お申込みお問合せください。

・個人情報の「小け目的」 お客様の個人情報は、以下の目的のために利用し、それ以外の目的で利用することは致しません。 (1)当社事業活動における各種ケービスをご提けるため (2)お客様に対して当社又は当かの業務提携先、業務委託先の各種営業情報及び販促品等をご

提供するため (3)(1)に於ける各種サービスのご提供前又は後に、アンケート、その他事項等、改めてお客様と接触をする必要が発生した際のため

接根を9 6必要が発生した除いため (4)お客様から頂いたご相談・お問合わせ・ご意見・ご要望にお答えするため ただし、次の場合においては、ご本人の同意を得ることなく個人情報を第三者に提供することがご

·法令に基づく場合

・当社のグループ会社及び提携先企業との間で共同利用を行う場合

2.個人データの共同利用

- mar. ノッスにはついか。 当社とグループ会社及び提携先企業との間で、以下のとおり個人データを共同利用することがあります。

が名前、生年月日、ご住所、電話番号、メールアドレス等のご連絡先、その他当社がお申込時も しくはサービス提供中に、当社がお客様に関して取得するすべての個人情報。ただし、センシ ティブ情報を除きます。

(2)共同利用するグループ会社 レスキュー損害保険株式会社、ジャバン少額短期保険株式会社、

ジャパンワランティサポート株式会社 株式会社アクトコール、株式会社TSUNAGU

(3)個人データ管理責任者:ジャパンベストレスキューシステム株式会社

・島人川神紀〜安正) 当社では、利用目的を達成するため必要な範囲内で、当社業務提携先や業務委託先が他の企業に 委託することがあります。その場合は当社及び業務提携先や業務委託先は当該委託業務の処理 に必要な範囲で、個人情報の保護措置を満した上でお客様の個人情報を委託とます。

4.匿名加工情報の取扱いについて 送社は特定の個人を識別できないように加工した情報であって当該個人情報を復元することがで 当はいようにした情報(匿名加工情報)についてお客様のプライバシーを厳重に保護する観点か ら、情報の取扱いについてガイドラインを策定し、適正に取り扱います。

5 個人情報の安全管理

当社が取得した個人情報及び特定個人情報ならびに外部からお預かりした個人情報及び特定個 人情報は、安全かつ正確に管理し、アクセス、紛失、破壊、改ざん、漏えい等の問題に対して情報セキュリティ対策を実施し、その予防に努めます。

6.個人情報の記入の任意性

個人情報のご記入は任意です。ただし、必須項目に記入頂けない場合には、サービスが提供できな い場合やお問い合わせに回答することができない場合がございます。あらかじめご了承ください。

7 当計画学Webサイトの個人情報の取扱いについて .ヨ江連宮WEDプイトV側入「特徴の扱いにこいに、 登社は、当社連宮のWebサイトにおいて「端末情報」「ログ情報」「cookie及び匿名ID」「位置情報」 」を取得し、以下の目的のために利用我します。 (1) 本サービスに関する登録の受付、本人確認、維持、保護及び改善のため (2) 本サービスに関するで案外、お問い合せ等への対応のため

(3)本サービスに関する当社の規約、ポリシー等(以下「規約等」といいます。)に違反する行為に 対する対応のため

(4)本サービスに関する規約等の変更などを通知するため (5)個人を特定できない状態で統計資料として利用するため

8.当社の個人情報管理責任者(「個人情報保護管理者」)

管理本部長 連絡先(e-mail):info@ibr.co.ip

9.お問い合わせ、訂正・利用停止等 当社は、お客様からの個人情報の開示・訂正・利用停止等のお申し出に対して、当社窓口にて適切 かつ迅速に対応いたします。

10.お問い合わせ窓口

当社は、個人情報の取扱いに関するご意見・ご要望につきまして、適切かつ迅速に対応いたします。 お問い合わせは下記窓口までお申し出ください。 【個人情報の取り扱いに関するお問い合わせ】

連絡先(e-mail):info@ihr co in

再入居費用バックアップサポート規約

新日末(明認の端文)
本制度は、ジャパンペストレスキューシステム株式会社(以下「当社」といいます。)と提携する不動産 賃貸業者(以下「提携不動産賃貸業者」といいます)を介して「リクラス安心サポート」に加入した方 (以下)会員といいます。)に対して、「再、民費用「ツクァップサポート規約」(以下「本規約」といいます。」に定めた対象期間中に、会員本人が入居住宅専用部分における侵入盗被害またはストーカー 被害に遭い、被害に遭ってから6ヶ月以内に、会員本人が提携不動産業者の仲介する賃貸物件に転居する場合に、その再入居費用の一部を提携不動産業者が負担する制度です。

新年(内部の足数) 本制度において、用語の定義はそれぞれ以下のとおりです。 (1)「賃貸借入居者(入居者)」

・ススペンスプログンスログ 提携不動産賃貸業者の仲介により居住する入居者で賃貸借契約書に記載のある賃貸借契約

着本人。 (2) [再入居費用バックアップサポート] (以下「本制度」という)

会員本人が入居住宅専用部分における侵入盗被害またはストーカー被害に遭われて転居を 余儀なくされた場合、被害に遭ってから6ヶ月以内に、会員本人が提携不動産賃貸業者の仲 介する賃貸物件に転居する場合に、その再入居費用の一部を負担する制度。 (3)「入居住宅専用部分」

「入店は七号州印刀」 提携不動産賃貸業者を仲介者とした賃貸借契約に基づき会員本人が居住する物件で、人が 居住の用に供する部分のうち会員が内側から完全に施錠でき、実際に居住している部分。ベ ランダは除く。

ル級でコ 入居住宅専用部分の窓、扉、ドアなどの開口部にすべて鍵をかけている状態。

(5) 侵入 盗被害」 施錠中の入居住宅専用部分に第三者が侵入した場合。または侵入した第三者が行う窃盗に 施錠中の入居住宅専用部分に第三者が侵入した場合。または侵入した第三者が行う窃盗に

等による警告が発令された場合もしくは告訴を行い受理された場合。 「八子子月10日 入居者との間で賃貸借契約に付随して本制度が約定された日(更新による賃貸借契約日を 含みます。)から本サービスの有効期限まで。

第3条(顧客名簿の管理と個人情報の取り扱いについて)

会員の個人データを記録した顧客名簿は、当社のデータベースにて適正に管理します。また、入居者 に対する各種サービスの紹介のために、顧客名簿を当社の業務委託先等の第三者に通知する場合 があることを予めで了承ください。

第4条(適田対象外)

票4条(週内別象が)、 次の各号の事由に該当する場合は、本制度の適用対象外とします。 (1)会員の故意、重過失、犯罪行為、自殺行為、闘争行為に起対する被害 (2)会員及び会員の朝族、使用人、同居人または止宿人が自らなし、または加担した行為 (3)提及不動産賃貸業者以外の仲介により転居した場合

(4)地震・噴火・風水災・その他の天災 (5)会員または会員の親族以外の者が対象住居内にて在宅中の侵入盗被害

(6)入居住宅専用部分が施錠されていない間の侵入盗被害 (7)被害について警察への届出がない場合

(7)版書に 30代 日前 ペート (8)同一入居住宅専用部分において、対象期間中2回目以降の侵入盗被害またはストーカー被害 (9)侵入盗被害が未遂であった場合

(9)侵入益被者か不該であった場合 (1の)客類がこ人居住宅専用部分に第三者が侵入したと判断できないまたは判断が困難な場合 (11)転居たが実家や知人宅等の場合 (12)ストーカー被害がストーカー行為等の規制等に関する法律での「つきまとい等」行為に該当 しても警察署長等による警告が発令されない場合もしくは告訴がない場合

(13)入居日前の事故

第5条(本制度の利用申請) 東の宗(中側度(0利用中間) 1.当社は、本制度利用申請の受付後、申請内容の確認(本橋廣制度に関する各種間い合わせを含みます。)を行うものとし、会員は速やい次の各項に掲げる事項を当社に報告するものとします。 2.当社は、会員からの利用申請の受付時、以下の事項をご確認させていただきます。 (1)住所に名・電話番号性別

(2)本制度を約定した日(賃貸借契約日)・被害の発生日時と状況 (3)警察への盗難届けの有無

3.本制度を利用するときには、会員は以下の書類を当社に提出しなければなりません。

(1)公の機関が発行する受理番号

(2)ストーカー被害の場合は警察署長等が発行する警告を実施した証明書 (3)当社の定める事故報告書 (4)侵入盗被害を証明する書類

(5)転居先の賃貸契約書(写) (6)その他当社が必要と認める書類

郊の茶(貝42歩) 1.当社の調査により、会員の申告した被害が本制度の対象であると判断されたときは、新たな賃貸 借契約締結時に再入風費用の一部として、提携不動産賃貸業者にて10万円を一律負担します。 なお、選携不動産賃貸業者の指示により、当社より後日負担金相当額を会員へキャッシュバックす

る場合もあります。 2.会員が侵入盗被害に遭い、そのまま住み続けることができず、一旦実家等に戻られた場合でも、 6ヶ月以内に再度当社の指定する不動産賃貸業者を仲介者として再入居する場合は、前項と同様

に10万円を一律負担します。 3.本制度のご利用は、対象期間ごとに1回で終了しますが、本サービスの有効期間内であれば、他の

サービスは受けることができます。

第7条(入居者への通知) 当社は、入居者の賃貸借契約締結時に、本規約が記載された「リクラス安心サポート」申込書の控を

第8条(木制度の対象範囲) ポロス(本間及のパスポープ) 本制度は、提携不動産賃貸業者を仲介者として再入居する場合のみに適用されます。

第9条(他の補償制度との関係) 本制度は、他の補償制度、保険等からの給付とは無関係に行うものとします。

2022年5月30日 制定



315-202200-1000-CS